一般財団法人 熊本市勤労者福祉センター　　定款

平成２４年４月１日施行

― 目　次 ―

第 1 章　　総 則

第 2 章　　目的及び事業

第 3 章　　資産及び会計

第 4 章　　評議員

第 5 章　　評議員会

第 6 章　　役 員

第 7 章　　理事会

第 8 章　　定款の変更及び解散

第 9 章　　広 告

第 10 章　　事務局

第 11 章　　個人情報

一般財団法人熊本市勤労者福祉センター

熊本市中央区黒髪３丁目３番１２号

TEL　096-345-3511　　FAX　096-345-3996

一般財団法人　熊本市勤労者福祉センター　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般財団法人熊本市勤労者福祉センターと称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、勤労者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）熊本市勤労者福祉センターの管理運営に関する事業
（２）熊本市中小企業勤労者の福利厚生に関する事業
（３）雇用の促進に関する事業
（４）勤労者等の心身の健康及び体力の増強に関する事業
（５）勤労者等の教養及び文化の向上のための事業
（６）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、熊本市及びその周辺において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（資産の管理）
第６条　この法人の資産は、理事長が管理しその方法は理事会の決議を得て定める。
２　基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、定期預金又は普通預金として保管しなければならない。

（事業年度）
第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度の収支予算の例に準じ収入支出することができる。
４　この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）
第９条　この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）公益目的支出計画実施報告書
（４）貸借対照表
（５）損益計算書（正味財産増減計算書）
（６）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については定時評議員会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（定数）
第１０条　この法人に評議員６名以上１０名以下を置く。

（選任及び解任）
第１１条　評議員の選任及び解任は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）」第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
二　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロから二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
二　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５条の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）
第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第１３条　評議員に対して、各年度の総額が４００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

第５章 評議員会

（構成）
第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第１５条　評議員会は次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　理事長は、評議員会開催日の５日前までに評議員に対し会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
３　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第１８条　評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）
第１９条　評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）基本財産の処分又は除外の承認
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（理事等の説明義務）
第２０条　理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

（評議員会の決議の省略）
第２１条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告の省略）
第２２条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）
第２４条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　６名以上１０名以下
（２）監事　１名以上２名以下
２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長とし、１名を常務理事とする。
３　前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
５　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の権限及び義務）
第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
４　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
５　監事は、第３項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
６　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
７　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
８　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（報酬等）
第３０条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

（損害賠償責任の免除）
第３１条　この法人は、役員の一般社団・財団法人法第１９８条で準用される第１１１条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第１９８条で準用される第１１１条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　理事会

（構成）
第３２条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３３条 理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
３　一般法人法第１９７条が準用する第９３条第３項又は同法第１０１条第３項に該当する場合は、この限りではない。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

（決議）
第３６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）
第３７条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
　ただし監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（理事会への報告の省略）
第３８条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第２６条第５項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）
第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４０条　この定款は、評議員会の決議において変更することができる。
２　前項の規定は、この法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

（解散）
第４１条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属等）
第４２条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、熊本市に寄付するものとする。
２　この法人は、剰余金の配分を行わない。

第９章 公告

（公告の方法）
第４３条　この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章 事務局

（事務局）
第４４条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は理事長が理事会の承認を経て任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（備え付け帳簿及び書類）
第４５条　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
（１）定款
（２）理事、評議員、監事の名簿
（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類
（４）理事会及び評議員会の議事に関する書類
（５）財産目録
（６）役員等の報酬規程
（７）事業計画書及び収支予算書
（８）事業報告書及び計算書類
（９）その他法令で定める帳簿及び書類
２　前項各号の書類及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第１１章 個人情報

（個人情報の保護）
第４６条　この法人は、事業上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律「（以下「整備法」という。）」第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１２１条第１項において準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
３　この法人の最初の理事長は小山和夫とする。
４　財団法人熊本市勤労者福祉センターの寄附行為は、附則第２項に規定する解散の登記の日に廃止する。

別表　基本財産
（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
預　金	定期預金 ３２，０００，０００円

附　則

改正後のこの定款は、平成２６年６月５日から施行する。

附　則

改正後のこの定款は、平成２９年４月１日から施行する。